

仕 様 書

中央卸売市場第一市場
(担当: 荒瀬、塩見 電話: 311-6251)

件 名	京都市中央卸売市場第一市場 周辺道路清掃業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
契 約 条 件	別紙 仕様書による

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

仕様書

1 目的

京都市中央卸売市場第一市場周辺道路上に散乱するごみを清掃することにより、市場周辺の清潔な環境を保持し、周辺住民の生活環境の向上並びに周辺地域との共存、共生に寄与することを目的とする。

2 総則

- (1) 本業務の受託者は、京都市契約事務規則、関係法令及び条例並びにその他の諸規定を守り、本仕様に基づき、円滑に作業を図るものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市（以下「本市」という。）の指示に従うこととする。
- (3) 本仕様書の業務に関しては、京都市中央卸売市場第一市場（以下「市場」という。）が直接的に管理、監督する。
- (4) 本業務は、市場の開場日及び 12 月 31 日に実施することとし、開場日は、別紙 1 のとおりとする。ただし、令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの開場日については本契約締結時点では確定しないため、開場日が変更となる場合は、本市と受託者で別途協議のうえ決定するものとする。
なお、国民の祝日に関する法律が改正され、開場日が変更となつた場合は、それに対応するものとする。
- (5) 本業務に従事する者は、作業中に知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

3 清掃場所

- (1) 第一市場敷地に隣接する下記のアからカまでとする。（別紙 2-1 及び別紙 2-2）
ただし、現在市場整備中のため、工事の進捗等により清掃場所を一部変更する可能性がある。
 - ア 七本松通
七条通から花屋町通北側約 60m までの東西歩道（幅約 4m、長さ約 470m、植栽地を含む）
 - イ 花屋町通
七本松通から新千本通まで（幅約 25m、長さ約 200m）
 - ウ 旧千本通
丹波口駅前から七条通まで（幅約 7m、長さ約 740m、植栽地を含む）
 - エ 青果 1 号棟周辺
青果 1 号棟及び 2 号棟に隣接する公道（幅約 5m、長さ約 340m、植栽地を含む）
 - オ 七本松駐車場周辺（敷地内の植栽地を含む）

カ その他市場敷地に面する公道

花屋町通を挟んだ南北（幅約 6m、長さ約 1388m、植栽地を含む）

(2) その他、上記の範囲外において市場が指示する場所

4 実施方法

(1) 日常清掃

ア 3(1)のアからカの場所について、毎日、清掃を行う。

イ 清掃は、竹ほうきその他で、散乱ごみ（発泡スチロール、ダンボール、木屑、空き缶、空きびん、ペットボトル、ビニール袋、ビニール紐、包装材料あんど等）や落ち葉、枝等を集め回収すること

なお、清掃に当たっては、周辺地域への騒音を配慮し、機械は使用しないこと

ウ 作業は、市場関係者、関係車両及び周辺交通の妨げとならないよう、リヤカー等を使用し、必ず歩いて行うこと

エ 回収した可燃ごみは、第一市場指定ごみ袋に入れ、散乱しない状態にして市場内の指定する集積所に搬入すること

オ その他のごみは、発泡スチロール、廃プラスチック類、ダンボール、新聞、雑誌、雑紙、空き缶、空きビンに分別し、市場内の指定する集積所に搬入すること

(2) 定期清掃

ア 3(1)のアからカまでの場所にある植栽地の除草作業を 2 週間かけて一通り行い、繰り返すことを基本とするが、雑草等の成育状況に応じて市場と協議の上、実施頻度を調整すること

イ 作業は、植栽地の美化及び樹木の育成を図るため、既存植物を傷めないように注意を払い、除草フォーク、鎌、剪定鋏などの道具を使用すること。なお、日常清掃同様、作業に当たっては、機械は使用しないこと

(3) その他

ア 7月 21 日から 8月 31 日までの期間は、市場敷地内及び周辺の植栽地及び花屋町通以北の中低木に散水を行う。ただし、雨天の場合は行わなくてもよい

イ 作業は、市場の指示がない限り、天候に関係なく実施すること

ウ 本業務において、不法投棄を発見した場合は、市場に報告し、その指示に従うこと

エ 日常清掃、定期清掃、その他における細部については、市場の指示に従うこと

5 清掃体制

(1) 日常清掃の作業は 2 回に分けて行い、第 1 回目の作業（別紙 2-1）は、午前 8 時 30 分から開始すること。休憩後、第 2 回目の作業（別紙 2-2）を午後 1 時 30 分までに実施すること

(2) 作業において、移動する際には、リヤカー等を引く作業員以外に、周囲の安全確認を

行うための作業員を 1 名以上配置すること。リヤカー等を停め、ほうき等での掃き掃除や除草作業を行う際にも、作業員同士互いに注意し合い、通行人など周辺の状況を把握し、安全確保に努めること。また、受託者は、安全に業務を遂行できる人員を配置すること

- (3) 受託者は、清掃業務実施体制及び緊急連絡体制を定め、市場に書面により報告のうえ承認を得ること（別紙 3-1 及び別紙 3-2 参照）
- (4) 清掃業務従事者であることを第三者に分かりやすくするため、制服、名札等を着用すること

6 委託料

- (1) 委託料は、当該月の業務の完了後、受託者の請求に基づき、一箇月ごとに契約金額の 12 分の 1 を支払うものとする
- (2) 清掃業務に必要な道具類（第一市場指定ごみ袋を含む。）は、受託者の負担とし、市場の指定した場所にて保管、管理し、整理整頓に努めること
- (3) 市場は、本業務に従事する者のために、受託者に控室を提供するものとする。ただし、控室の使用に伴い発生する光熱水費については、受託者の負担とする。また、控室については、市場の再整備等に伴い、契約期間中に変更がある場合は市場の指示に従うこと

7 清掃計画等

- (1) 受託者は、本業務を把握すること
- (2) 受託者は、作業員を指揮監督する現場作業責任者を選任し、市場の承認を受けること
- (3) 現場作業責任者は、清掃の指揮監督を行うとともに、その実施に関し、常に、市場と密接な連絡体制を構築すること
- (4) 受託者は、必ず年度当初までに、年間業務予定表（別紙 4 参照）を市場に提出しなければならない。また、月末までに、次月の清掃場所ごとの清掃時間帯、作業従事者数、作業内容及び使用道具を記した作業計画書（様式は特に定めない）を市場に提出し、承認を得ること

8 安全管理

- (1) 作業の安全管理は、受託者の責務とする
- (2) 作業に従事するものは、常に、細心の注意を払い、安全確認のうえ、作業を行い、事故防止に努めること。万が一、第三者に危害を加えるような事態が発生した場合は、受託者の責任において、誠意を持って一切の処理を行うこと
- (3) 現場作業責任者は、周辺住民からの本業務に係る一切の苦情については、直ちに誠実に対応し、受託者及び市場に報告すること
- (4) 受託者は、周辺住民等から苦情、意見等があった場合、また、重大な事故が発生した

場合は、直ちに市場に報告し、受託者の責任において、処理を行うとともに、事故内容、処置内容、処理内容等の報告を市場に書面により、すみやかに提出すること

9 作業状況報告書の提出

現場作業責任者は、日々の作業終了後、当日中に、作業状況報告書（作業日報）を2部作成し、1部は市場に提出し、もう1部は、本市の検収が終了するまで保管すること。様式は特に定めないが、天候、作業従事者名、作業開始及び終了の時刻、その日の作業内容及び不法投棄報告等の5項目は必ず記すこと

10 その他の事項

- (1) 市場は、予告なく作業内容を確認し、不良箇所の指摘を行うことがある。なお、指摘事項については、受託者において、早急に改善しなければならない
- (2) 委託業務の実施に際して本仕様書に記載のない事項は、その都度、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする
- (3) 受託者は、次年度の受託者に当該年度の業務内容等を適正に引き継ぐこと
- (4) ごみ集積所の設置場所を変更する場合は、市場から事前に通知するものとする

令和8年 臨時休開場日カレンダー

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

開場日数 青果部 247日 水産物部 250日

赤字は日曜日又は祝日

休場日

115

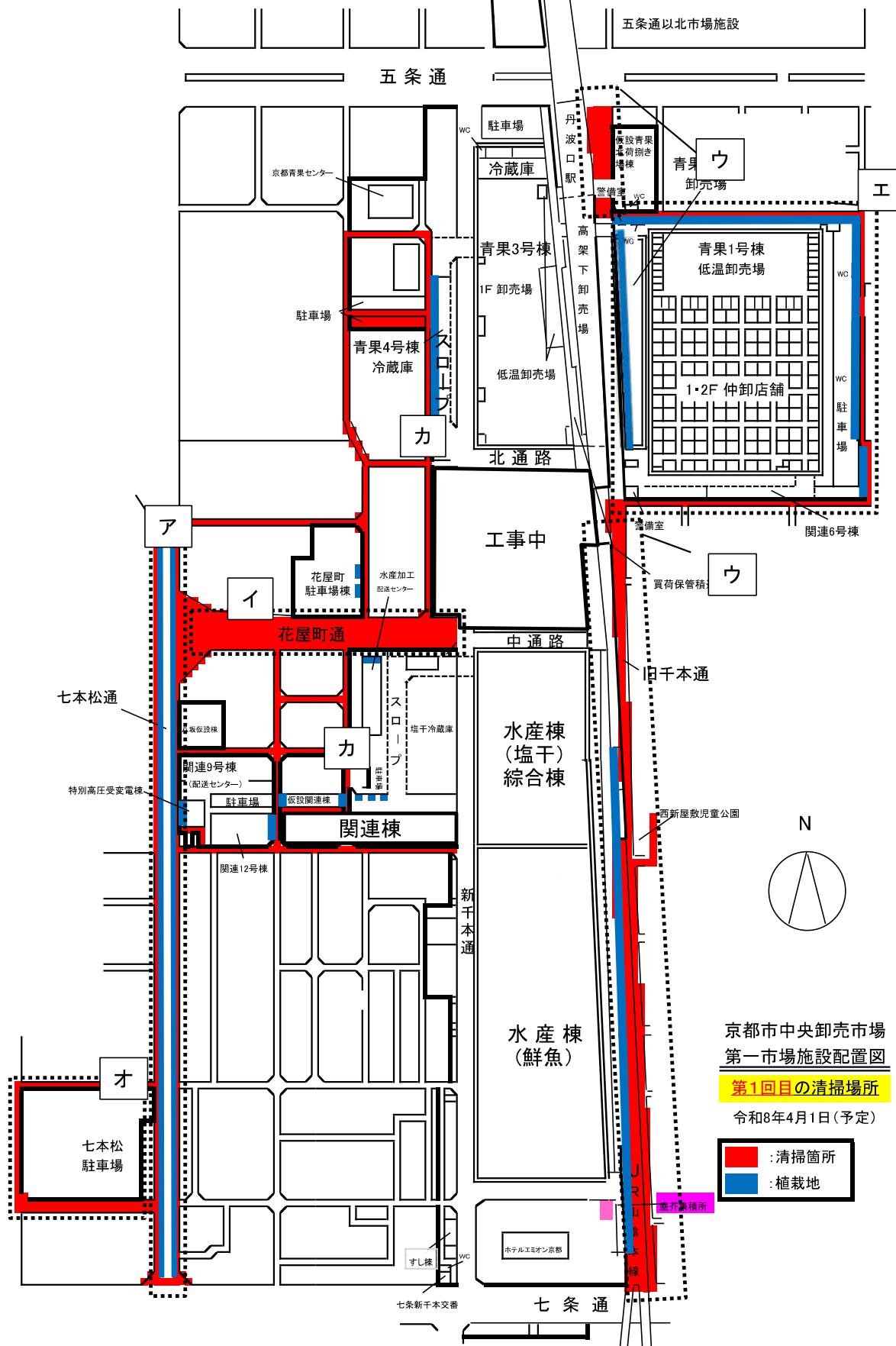
青果部のみ休場日

3

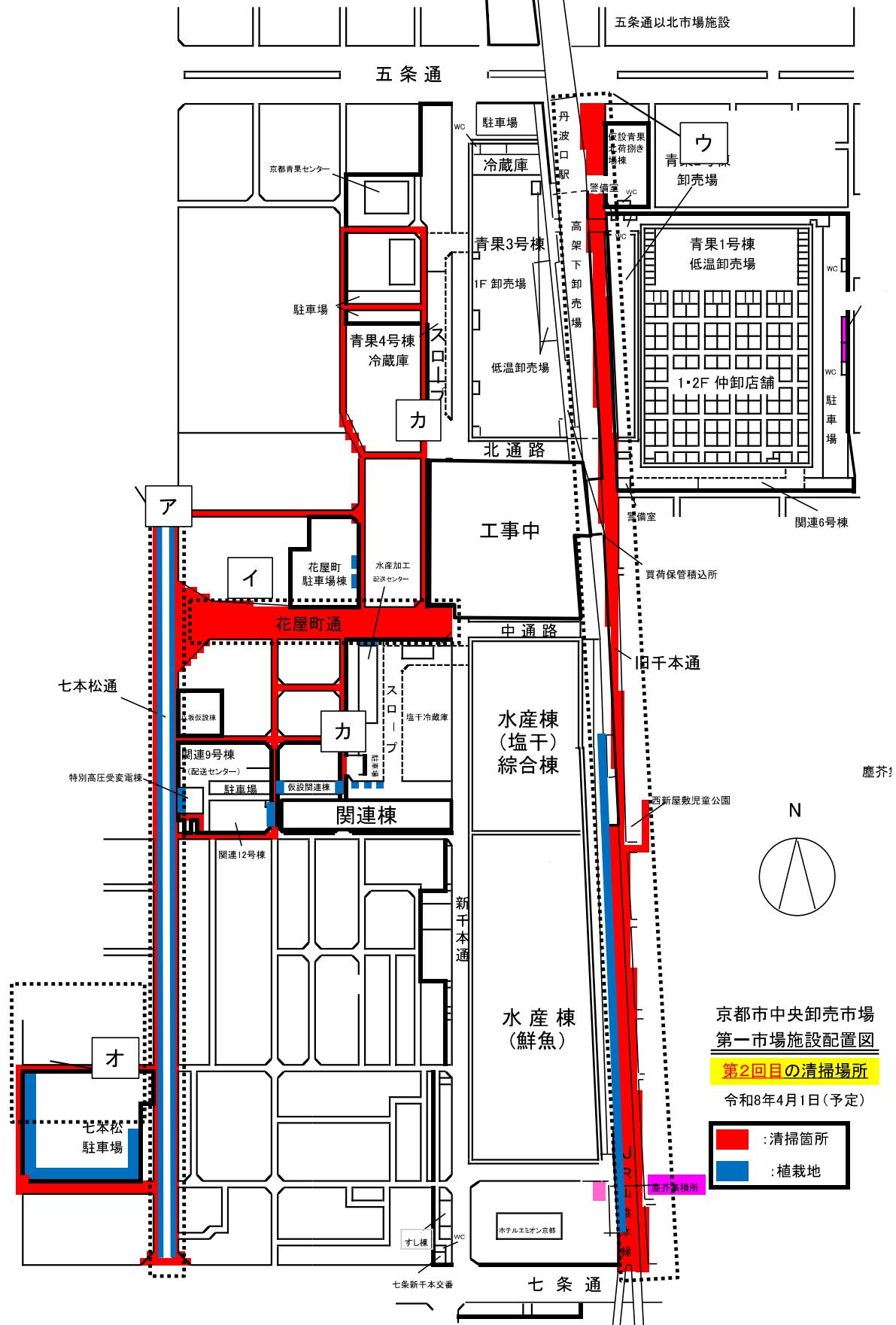
水産物部、関連、総合のみ休場日

0

別紙2-1



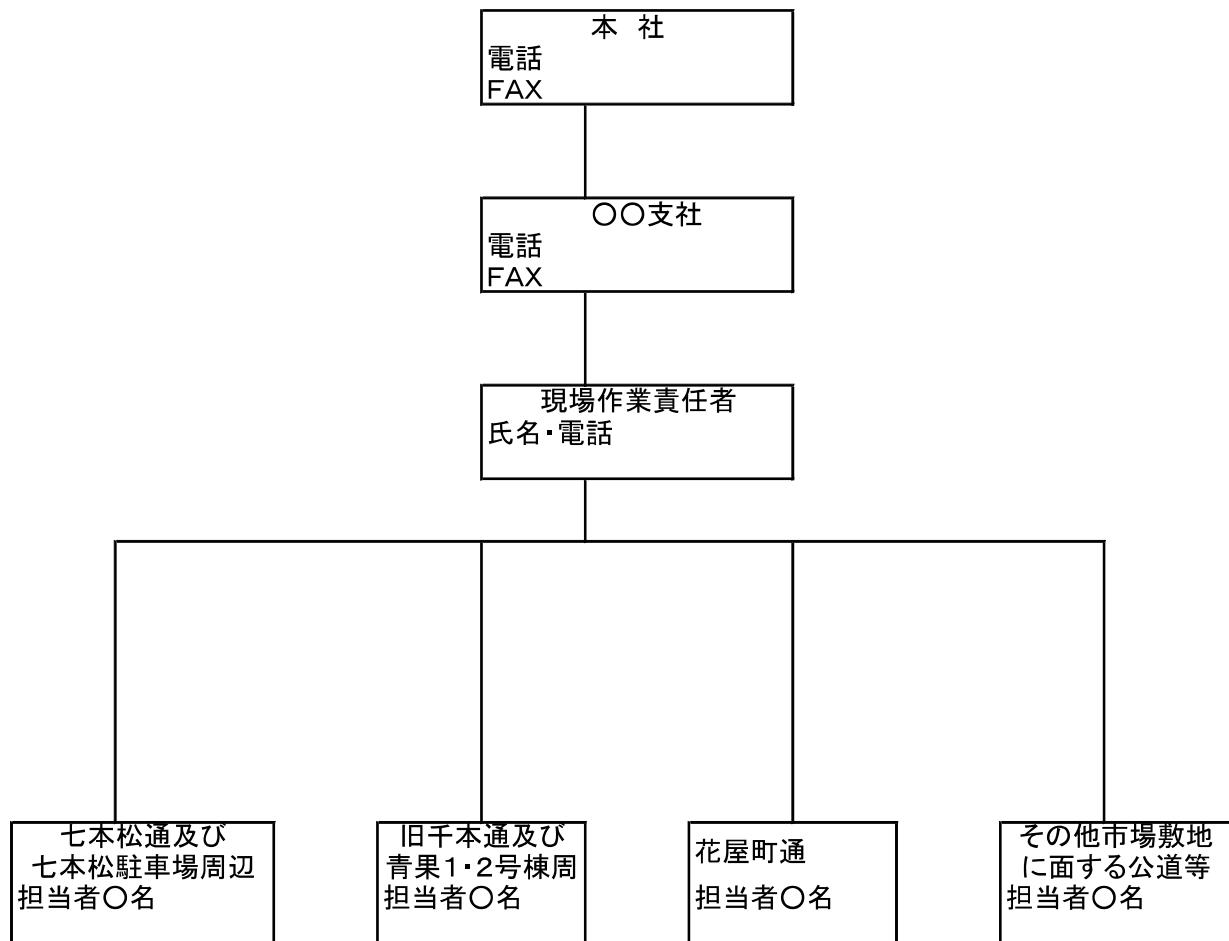
別紙2-2



京都市中央卸売市場第一市場周辺道路清掃実施体制図(例)

京都市中央卸売市場第一市場長様

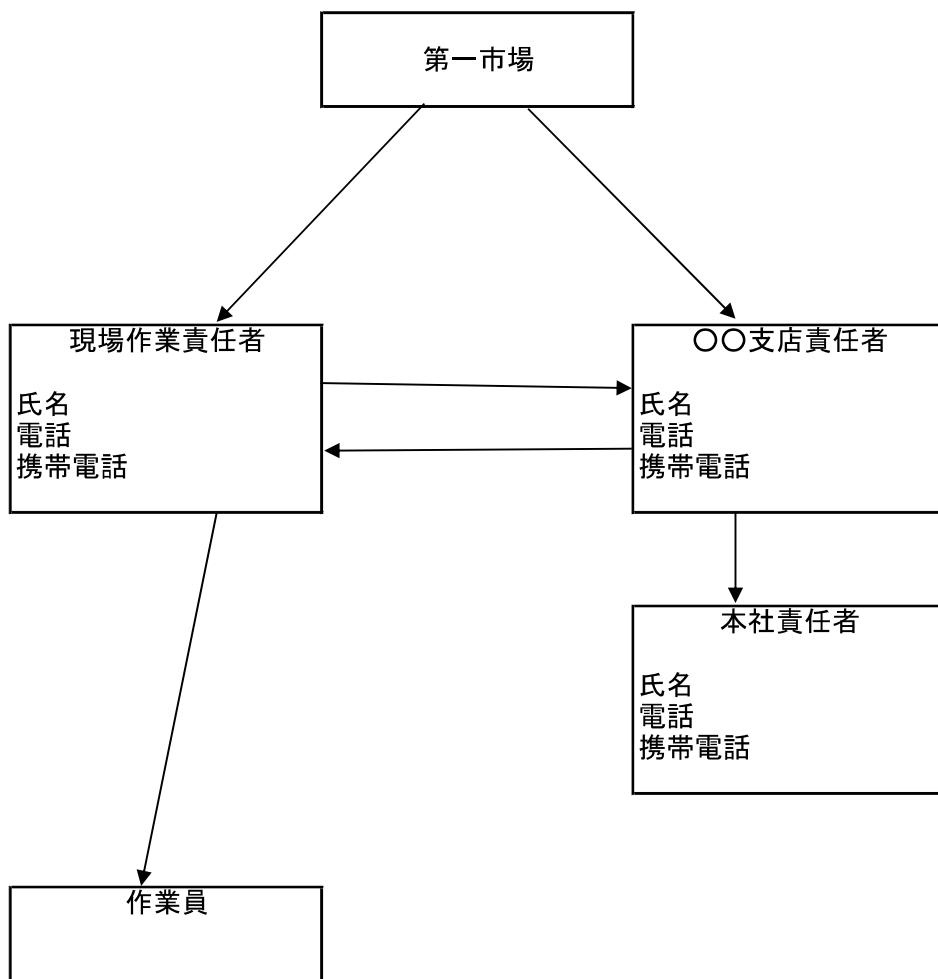
社名
代表者名



京都市中央卸売市場第一市場周辺道路清掃緊急時連絡体制図(例)

京都市中央卸売市場第一市場長様

社名
代表者名



年間業務予定表（例）

京都市中央卸売市場第一市場長様

社名
代表者名

業務内容	作業月又は期間	作業の特徴、準備等	注意事項
道路清掃	開場日、12/31	所要時間1、2回目とも2時間	通行人、交通事故に留意
○○	○○月	○○にて作業	○○